

令和 8 年度

勝目配水池流量計取替工事

特 記 仕 様 書

工期：令和 9 年 1 月 29 日まで

第1章 総 則

第1条 適用範囲

1. この仕様書は、勝目配水池流量計取替工事に適用する特記仕様とする。
2. この仕様書に定めのない事項は、鹿児島県土木部土木工事等共通仕様書及び、日本水道協会水道工事標準仕様書による。
3. この仕様書は、共通仕様書および標準仕様書に優先する。

第2条 設計書・仕様書および図面

本工事の設計書・仕様書について、疑義を生じたる場合は入札前に解決するものとし、入札後は係員の解釈による。

仕様書・設計図面に明示されていない事項で、技術上または施工上当然必要と認められる軽微なものは、係員の指示に従わなければならない。

第3条 材料の使用及び検収

材料の仕様は、「第2章材料」に示すとおりとし、材料を現場搬入後は、材料検収願いを提出して係員の検査を受け、合格品のみ使用するものとする。

第4条 工事現場管理

1. 工事用の材料機器は、交通の妨害、その他公衆に迷惑とならない様に常に整理しておかななければならない。
2. 作業に当たっては、「道路交通法」・「労働安全衛生法」等関係法規を遵守して事故防止に務めなければならない。
道路占用許可及び道路使用許可等の条件があるときは、関係官庁の指示に従わなければならない。

第5条 工事の検査

工事の検査は完成検査とし、日時を定めて立会の上、行なわなければならない。

完成検査については、係員の指示により、機器の機能検査を行ない、手直し改造等を生じた場合は、係員立会のうえ速やかに施工し、再検査を受けなければならない。

第6条 引き渡し

引き渡しは、完成検査に合格して報告書を提出して承認を受けて完了するものとする。

第7条 諸経費率

本工事の諸経費率は15%とする。

第2章 材 料

第1条 材料の規格

使用材料は、すべて日本工業規格（J I S）・日本水道協会規格（J W W A）等に適合するものとし、表示のないものは係員の指示によるものとする。

第2条 材料の検査

係員の指示により工事用材料の規格証明書（水道協会）を求められた場合は、これに従わなければならない。この場合は、検査を省略することができる。

材料検査に際して、受注者は、これに立会い、不合格品は、ただちに現場より搬出しなければならない。

第3条 材料

材料納入に先立ち承認図によって、メーカー・製品について係員の承認を得て、かつ発注予定先一覧表を提出しなければならない。